

部活動指導員の任用までの流れ

◆応募方法◆

いばらき電子申請サービスから登録申請

◆募集要件◆

- ・ 公務員でないこと（県が任用する非常勤講師や兼業兼職が認められている公務員は可）
- ・ 当該年度4月1日現在の年齢が満20歳以上
- ・ 茨城県部活動指導員の資格認定講習会を受講している
又は当該年度に受講する予定であること
- ・ 過去の指導時に指導員として不適格と認められる事項がないこと
- ・ 以下のいずれかに該当すること
 - － 教員免許を授与された経験がある
 - － （公財）日本スポーツ協会等の中央競技団体認定の指導者資格がある
 - － 学校教育法第1条に規定する学校において指導経験がある

部活動指導員リストに登録

書類審査を経て、つくば市教育委員会が保有する、部活動指導員リストに登録されます。

市内各学校における、部活動指導員活用希望調査と照会し、マッチングを行います。マッチングが成立した方にのみ学校から連絡があります。

※マッチングしなかった場合であっても、年度途中で欠員が出る等により、ご連絡を入れさせていただくことがあります。

学校とマッチング後、学校長と面談

勤務時間数や指導方針、指導者として相応しい人材かについて、学校長と面談を行います。

合格、任用開始



生徒への指導を開始！

顧問教員と情報を共有しながら、指導計画を作成し、練習を行います。

任用終了

任用期間終了後、翌年度以降も継続を希望する場合には、学校長へ希望を伝え、必要書類を市教育委員会へ提出することで、部活動指導員リストへ継続登録することが可能です。

部活動指導員の役割

部活動指導員は、「つくば市部活動の運営方針」及び「中学校等の教育計画」に基づき、学校長の監督を受けながら、部活動に係る以下の業務をおこないます。

- (1) 技術指導
- (2) 安全及び障害予防に関する知識及び技能の指導
- (3) 用具及び施設の点検及び管理
- (4) 保護者等への連絡
- (5) 年間及び月間指導計画の作成
- (6) 部活動中の生徒指導に係る対応
- (7) 事故が発生した場合の現場対応（応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者等への連絡等をいう。）
- (8) 部活動の管理運営（会計管理等を含む。）
- (9) その他、部活動に関し学校長が必要と認める職務

勤務内容

平日最大2時間/日、土日どちらか最大3時間/日の活動

※勤務日数、勤務時間は学校長と面談後に決定します。

※原則として、顧問の補佐ではなく、代わりに指導を行います。